平成２８年（フ）第２６号
香川県観音寺市豊浜町和田浜542番地
債務者　合田　　覚
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第６６号
長崎県大村市松原本町24番地１
債務者　石川由美子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
沖縄県糸満市西崎町３丁目17番地　国吉マンション301
債務者　上原　　薫
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７号
岩手県宮古市実田２丁目９番16号、前住所岩手県宮古市和見町２番２―206号　熊谷マンション
債務者　増坂　厚司
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第１３０号
長崎県長崎市江平２丁目18番31号
債務者　深堀　義美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
大分県日田市大山町東大山1968番地　伝里特公賃住宅Ｈ７－Ⅲ号
債務者　佐藤　信雄
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第２２号
大分県日田市大山町東大山1968番地　伝里特公賃住宅Ｈ７－Ⅲ号
債務者　佐藤喜美江
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第２５７２号
大阪市生野区中川１丁目１番６―803号、前住所大阪府泉大津市曽根町１丁目１番44―４号
債務者　山城　宏之
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６３３号
大阪市東淀川区豊里７丁目27番12号フジハイツ　305号
債務者　宮本ありさ
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６８１号
大阪市東淀川区西淡路３丁目５番31号　グランソシエ東淀川103号、前住所大阪市淀川区新北野１丁目11番11―607号
債務者　谷口亜記子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８０９号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番２―201号
債務者　寺内　欣重
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７号
北海道旭川市永山１条４丁目３番15号　開本コーポⅢ　102号室
債務者　佐藤　学歩
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１号
北海道旭川市豊岡８条３丁目４番20号　リオ・グランデ116号
債務者　成毛　　淳
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０４号
北海道旭川市永山６条15丁目１番１―1106号　市住1106号
債務者　松田　陽子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６９号
北海道旭川市永山北１条10丁目４番13号　プチメゾン202号
債務者　塚本　慶子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部